② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成24年１月16日において次の条件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成９年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐～㋓の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

但し、㋐～㋓は同一工事とする。

㋐ 道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁形式がＰＣ連続ラーメン箱桁であること。

㋒ 最大支間長が90m以上であること。

㋓ 架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８ 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格確認通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「東九州道（鹿屋～曽於）大鳥川橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公示（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

仙台㉓庁舎（218）他復旧建築等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 16 日

支出負担行為担当官
東北防衛局長　増田　義一

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

１ 工事名　仙台㉓庁舎（218）他復旧建築等工事

２ 工事場所　宮城県仙台市

３ 工事概要　以下に掲げる工事を行う。

・庁舎（ＲＣ－３　約4,500㎡）の新設及び附帯土木工事
・消火ポンプ室（ＲＣ－１　約10㎡）の新設及び附帯土木工事
・既設建物（ＲＣ－３　約4,900㎡）の解体工事
・仮設建物（Ｓ－２　約920㎡×３棟、Ｓ－１　約80㎡×３棟）の設置及び撤去工事

４ 工期　平成26年２月28日まで

ただし、庁舎及び消火ポンプ室新設は平成25年10月31日まで

５ 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

⑴ 交付期間：平成23年12月16日から平成24年２月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日は正午まで。）。

⑵ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　東北防衛局総務部契約課　電話022―297―8296

⑶ その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６ 申請書の提出

⑴ 提出期間：平成23年12月16日から平成24年１月６日の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵ 提出場所：上記５⑵に同じ。

⑶ 提出方法：申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体等調書

ウ 共同企業体協定書の写し

エ 下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月16日付支出負担行為担当官東北防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑷ その他：申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年１月７日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７ 特定建設工事共同企業体としての資格

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア 装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。